

○任意提出書

(令和○年○月○日付、警視庁○○警察署、提出者が○○のもの)

○還付請求書

(令和○年○月○日付、警視庁○○警察署、受還付人○○のもの)

○収受文書一覧(警視庁○○警察署生活安全課、令和○年のもの)のうち開示請求者に係る部分

	不開示部分	不開示理由
1	全ての不開示とした部分	【個人情報の保護に関する法律第 78 条 第 1 項第 2 号】 開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。
		【個人情報の保護に関する法律第 78 条 第 1 項第 7 号】 開示請求者以外の者に係る情報であって、開示することにより、開示請求者以外の者との信頼関係を損ない、協力が得られなくなるなど、少年警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。